

墨田区手数料条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

第1条による改正（墨田区手数料条例（平成12年墨田区条例第4号））

改正案					現行				
別表					別表				
1 区民関係					1 区民関係				
番号	事務	名称	額	徴収時期	番号	事務	名称	額	徴収時期
1 ～ 11	〔略〕				1 ～ 11	〔略〕			
12	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令（平成26年総務省令第85号）第11条第1項の規定に基づく通知カードの再交付	通知カードの再交付手数料	1件につき 500円	再交付申請のとき。					
13	〔略〕				12	〔略〕			
14	戸籍、住民基本台帳等に係る事務に関する証明書又は写しの交付（2の項から13の項までに掲げるものを除く。）	〔略〕	〔略〕	〔略〕	13	戸籍、住民基本台帳等に係る事務に関する証明書又は写しの交付（2の項から12の項までに掲げるものを除く。）	〔略〕	〔略〕	〔略〕
15 ～ 20	〔略〕				14 ～ 19	〔略〕			
21	区又は行政委員会が受理した文書に関する証明書の交付（別に定めのあるものを除く。22の	〔略〕	〔略〕	〔略〕	20	区又は行政委員会が受理した文書に関する証明書の交付（別に定めのあるものを除く。21の	〔略〕	〔略〕	〔略〕

	項から25の項までにおいて同じ。)			
22・23	〔略〕			
24	区又は行政委員会が保管し、又は保存する公簿等の記載事項証明書又は23の項の謄本若しくは抄本の記載事項に変更がないことの証明書の交付	〔略〕	〔略〕	〔略〕
25	〔略〕			

2 保健衛生・環境関係

番号	事務	名称	額	徴収時期
1 ～ 82	〔略〕			
83	食品製造業等取締条例(昭和28年東京都条例第111号)第3条第1項又は第3項の規定に基づく行商人に係る鑑札及び記章の交付又は再交付(卸売市場内の営業を除く。)	(1) 行商人の鑑札及び記章の交付手数料又は更新手数料 (2) 行商人の鑑札又は記章の再交付手数料	業種ごとに1,800円 1件につき1,100円	届出のとき。 届出のとき。
84	食品製造業等取締条例第5条第1項又は第2項の規定に基づく弁当等人力販売業の許可の申請に対する審査及び同条例第5条の2第1項又は第3項の規定に基づく弁当等人力販売業に係る	(1) 弁当等人力販売業許可申請手数料 (2) 弁当等人力販売業許可更新申請手数料 (3) 弁当等人力販売業許可済証交付手数料	1件につき8,800円 1件につき5,400円 1件につき1,400円	許可申請のとき。 更新申請のとき。 交付申請のとき。

	項から24の項までにおいて同じ。)			
21・22	〔略〕			
23	区又は行政委員会が保管し、又は保存する公簿等の記載事項証明書又は22の項の謄本若しくは抄本の記載事項に変更がないことの証明書の交付	〔略〕	〔略〕	〔略〕
24	〔略〕			

2 保健衛生・環境関係

番号	事務	名称	額	徴収時期
1 ～ 82	〔略〕			
83	食品製造業等取締条例(昭和28年東京都条例第111号)第3条の規定に基づく行商人に係る鑑札及び記章の交付又は再交付並びに同条例第5条及び第7条の規定に基づく製造業等の許可の申請に対する審査(卸売市場内の営業を除く。)	(1) 行商人の鑑札及び記章の交付手数料又は更新手数料 (2) 行商人の鑑札又は記章の再交付手数料 (3) 食品製造業等許可申請手数料 (4) 食品製造業等許可更新申請手数料	業種ごとに1,800円 1件につき1,100円 業種ごとに13,200円 1件につき7,800円	届出のとき。 届出のとき。 許可申請のとき。 更新申請のとき。
				〔新設〕

	許可済証の交付又は再交付（卸売市場内の営業を除く。）	(4) 弁当等 人力販売 業許可済 証再交付 手数料	1件につき 1,100円	再交付 申請の とき。	
85	食品製造業等 取締条例第5 条の3第1項 又は第2項の 規定に基づく 製造業等の許 可の申請に対 する審査（卸 売市場内の営 業を除く。）	(1) 食品製 造業等許 可申請手 数料 (2) 食品製 造業等許 可更新申 請手数料	業種ごとに 13,200 円 1件につき 7,800円	許可申 請のとき。 更新申 請のとき。	〔新設〕
86 ~ 88	〔略〕				84 ~ 86 〔略〕
3 〔略〕					3 〔略〕

第2条による改正（墨田区手数料条例）

改 正 案					第1条による改正後（案）				
別表					別表				
1 区民関係					1 区民関係				
番号	事務	名称	額	徴収時期	番号	事務	名称	額	徴収時期
1 ~ 10	〔略〕				1 ~ 10	〔略〕			
〔削除〕					11	住民基本台帳 法第30条の 44の規定に 基づく住民基 本台帳カード の交付	住民基本台 帳カードの 交付手数料	1件につき 500円	交付の とき。
11	〔略〕				12	〔略〕			
12	行政手続にお ける特定の個 人を識別する ための番号の 利用等に関す る法律の規定 による通知カ ード及び個人 番号カード並 びに情報提供 ネットワーク システムによ る特定個人情 報の提供等 に関する省令第	個人番号カ ードの再交 付手数料	1件につき 800円	再交付 のとき。	〔新設〕				

	28条第1項の規定に基づく個人番号カードの再交付					
13 ~ 25	〔略〕			13 ~ 25	〔略〕	
2・3 〔略〕				2・3 〔略〕		

付 則

この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条中別表 2 保健衛生・環境関係の部の改正規定 平成27年10月1日
- (2) 第1条中別表 1 区民関係の部の改正規定 平成27年10月5日
- (3) 第2条の規定 平成28年1月1日

住民基本台帳法の一部改正（抄）（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第19条による改正）

改 正 後	改 正 前
第30条の41から第30条の44まで 削除	第30条の41から第30条の43まで 削除 第5節 住民基本台帳カード 第30条の44 住民基本台帳に記録されている者は、その者が記録されている住民基本台帳を備える市町村の市町村長（以下この条において「住所地市町村長」という。）に対し、自己に係る住民基本台帳カード（その者に係る住民票に記載された氏名その他政令で定める事項（以下この条において「カード記載事項」という。）が記載され、かつ、当該住民票に記載された住民票コードが記録された半導体集積回路（半導体集積回路の回路配置に関する法律（昭和60年法律第43号）第2条第1項に規定する半導体集積回路をいう。）が組み込まれたカードをいう。以下同じ。）の交付を求めることができる。 2～12 〔略〕

【施行日】平成28年1月1日